

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年6月1日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第13号

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和31年鳥取県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>（手当の支給の特例） 第4条 略 2及び3 略 4 次に掲げる特殊勤務手当の支給される業務等に従事した時間が1日について4時間に満たない場合におけるその日の当該特殊勤務手当の額は、それぞれ条例に規定する額に100分の60を乗じて得た額とする。 （1） 略 （2） 防疫等業務手当（<u>条例第4条第1項第4号アからウまで又は第5号の業務に係るものに限る。</u>） （3）～（6） 略 （7） 家畜保健衛生業務手当（<u>条例第20条第1項第1号ア又は第2号の業務に係るものに限る。</u>） （8）及び（9） 略</p>	<p>（手当の支給の特例） 第4条 略 2及び3 略 4 次に掲げる特殊勤務手当の支給される業務等に従事した時間が1日について4時間に満たない場合におけるその日の当該特殊勤務手当の額は、それぞれ条例に規定する額に100分の60を乗じて得た額とする。 （1） 略 （2） 防疫等業務手当（<u>条例第4条第1項第3号アからウまで又は第4号の業務に係るものに限る。</u>） （3）～（6） 略 （7） 家畜保健衛生業務手当（<u>条例第20条第1項第1号の業務に係るものに限る。</u>） （8）及び（9） 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。